

委 託 仕 様 書

《委託名》

京都市立芸術大学施設保全業務委託

ただし、構内交換電話設備定期点検保守業務委託

《契約期間》

令和4年4月1日 ～ 令和5年9月30日

公立大学法人京都市立芸術大学

第1 [趣 旨]

この仕様書は、「京都市立芸術大学施設保全業務委託 ただし、構内交換電話設備定期点検保守業務委託」の委託契約書に基づく仕様書である。

第2 [用語の定義]

- 1 この仕様書において使用する用語は、委託契約書において使用する用語の例による。
- 2 委託契約書及びこの仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1)点検とは、測定器具の使用又は目視等により構内交換電話設備の機能状態及び損耗の程度を調査し、その良否を判断することをいう。
- (2)保守とは、消耗部品及び材料の取り替え、ネジの増し締め、注油等の設置、並びに機能回復、耐久性の確保を図るための塵埃、汚れの除去をいう。
- (3)修繕とは、構内交換電話設備の損耗部分を当初の機能に近づける措置をいう。
- (4)修理とは、修繕のうち軽微なものをいう。
- (5)清掃とは、塵埃及び汚れの除去をいう。
- (6)監督員とは、公立大学法人京都市立芸術大学が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
- (7)検査員とは、公立大学法人京都市立芸術大学が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
- (8)この仕様書において、甲は公立大学法人京都市立芸術大学、乙は業務の受託者とする。

第3 [委託する事項]

甲は、乙に対し、構内交換電話設備の保全業務について、次の事項を委託する。

- (1)定期点検、保守業務に関すること。
- (2)軽易な修理に関すること。
- (3)事故その他の異常時における応急措置に関すること。
- (4)災害その他の非常時における応急措置に関すること。

第4 [委託する構内交換電話設備]

委託する構内交換電話設備は、京都市立芸術大学に設ける構内交換電話設備で、次の各号に掲げるものとする。

- (1)CTiox デジタル モデルL 電子交換機 沖電気工業㈱ 1台
回線数 アナログ 外線 1 / 4回線, 内線 227 / 248回線
デジタル 外線 7 / 8回線, 内線 29 / 32回線
電源装置 蓄電池, 整流器内蔵

(2)電話機		1 式
デジタル多機能電話機	30 台	
アナログ一般電話機	105 台	
アナログ留守機能付電話機	80 台	
留守機能付 F A X 電話機	43 台	
(3)料金管理装置		1 台
(4)本配線盤 (M D F)		1 面
(5)各中継端子盤		1 式
(6)その他付属品, 補修部品等		1 式
機器の軽微な補修部品 (ヒューズ, IC 類, 配線材等)	1 式	
F A X ロール紙	50 巻	

上記の機器で人為的障害以外の障害が発生した場合の修理に係る費用は、乙が負担するものとする。

第5 [実施方法]

- 1 乙は、第3及び第4に規定する事項を、この仕様書及び構内交換電話設備の保全に関するものの法令に基づき、誠実に行わなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の処理に関し、次の各号により実施しなければならない。
 - (1)次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、乙の雇用する従事者の労働力を自ら直接利用するものであること。
 - ア 次のいずれにも該当することにより、業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - (ア)従事者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
 - (イ)従事者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
 - イ 次のいずれにも該当することにより、労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - (ア)従事者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
 - (イ)従事者の労働時間を延長する場合又は従事者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行うこと。
 - ウ 次のいずれにも該当することにより、企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - (ア)従事者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。
 - (イ)従事者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
 - (2)次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、委託契約により請負った業

務を自己の業務として、甲から独立して処理するものであること。

ア 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

イ 業務の処理について、民法、商法、その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うこと。

ウ 自ら行う企画、又は自己の有する専門的な技術、若しくは経験に基づいて業務を処理するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

第6 [委託料]

委託料は、各月ごとに分割した委託料の18分の1を、1箇月ごとに、当該期間の業務完了後に支払うものとする。端数調整が必要な場合は、最初の月で行う。その他の月は均等払いとする。

第7 [費用の負担]

委託業務の実施に伴い要する費用は乙の負担とする。

第8 [一般事項]

- 1 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議する。
- 2 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- 3 乙は、業務の実施に伴い発生する廃材、塵、廃油その他の発生材をすべて構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

第9 [業務主任]

- 1 乙は、業務の技術上の管理を司る者（以下、「業務主任」という。）を定める。
- 2 業務主任は、次の各号に該当する資格要件を有する者とする。
 - (1) 電気通信事業法に定める工事担任者
 - (2) 構内交換電話設備の保全に関し、相当の経験を有し、かつ、熟知した者
 - (3) 構内交換電話設備の構造に関し、熟知した者
- 3 業務主任は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務主任に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に対して文書で通知する。
- 5 乙は、甲に対して、業務主任の氏名を文書で通知する。

第10 [業務従事者]

- 1 乙は、業務の実施に必要な業務従事者（業務主任を含む。以下同じ。）を定期的に必要人数配置する。
- 2 乙は、業務従事者に次の各号に掲げる要件を具備させる。
 - (1) 構内交換電話設備の保全に関する相当の経験及び熟知
 - (2) 構内交換電話設備の構造に関する熟知
- 3 乙は、業務従事者について、労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修させる。

第11 [業務管理]

- 1 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、業務主任が責任者となり関係法令に従ってこれを行う。
- 2 乙は、業務現場における委託業務に関し、整理整頓を行い、必要に応じ保安設備を設ける等の措置を講じ事故の防止に努める。
- 3 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について関係法令に従い適切に処置する。
- 4 乙は、業務の実施により、機器等で汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 5 乙は、業務の完了及び部分完了に際しては、当該業務に関する部分の後片付けを行う。

第12 [日程表等]

- 1 乙は、業務の着手に先立ち、年間業務日程表及び業務の記録様式、見本等を作成し、監督員に報告する。
- 2 乙は、年間業務日程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更年間業務日程表を速やかに作成し、監督員に報告する。

第13 [業務内容]

- 1 定期点検、保守業務等は、構内交換電話設備の保全に必要な定期点検、保守を、月2回行う。
- 2 その他の業務は、次の各号による。
 - (1) 定期点検、保守業務の結果、修理が必要と思われるときで、その内容が軽易である場合は、材工共に乙の負担において修理を行う。
 - (2) 事故その他の、異常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じるとし、その旨を監督員に報告する。
 - (3) 災害その他の、非常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じる

とし、その旨を監督員に報告する。

(4) サービスクラスの変更等、遠隔保守機能で制御できるものについては、甲の要請によりこれを行うものとする。また乙は、遠隔保守機能により警報等の監視をし、これにより修理等の必要が生じた場合、自主的に行うものとする。

第14 [業務の実施]

- 1 乙は、業務の実施に先立ち構内交換電話設備の現況及び仕様書に基づく業務内容を業務従事者に、周知徹底する。
- 2 業務の実施は、仕様書及び監督員に報告した年間業務日程表、記録様式、見本等に従って行い、かつ、必要な記録をする。
- 3 業務実施中、異常を認めた時で、緊急を要する場合は、速やかに監督員に報告する。
- 4 点検等の実施中においては、鍵、開閉器、照明用スイッチ等を確認する。

第15 [業務の報告]

記録文書は、点検等のつど提出する。

第16 [検査]

- 1 乙は、委託業務が最終完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることができる。